



# 購買取引 行動指針



<b>1 はじめに</b>	
国際的枠組み .....	4
管理体制 .....	6
導入と遵守 .....	7
モニタリング .....	8
<b>2 法令の遵守 .....</b>	<b>10</b>
<b>3 健康と安全 .....</b>	<b>12</b>
<b>4 人権と労働者の権利 .....</b>	<b>14</b>
4.1 人権デューディリジェンス .....	15
4.2 児童労働 .....	15
4.3 現代奴隸制 .....	16
4.4 差別、ハラスメント、過酷で非人道的な扱い .....	17
4.5 労働時間と報酬 .....	18
4.6 結社および団体交渉の自由 .....	19
4.7 土地・資源の取得と利用 .....	20
<b>5 鉱物・金属の責任ある調達 .....</b>	<b>22</b>
<b>6 環境 .....</b>	<b>24</b>
<b>7 企業倫理 .....</b>	<b>26</b>
7.1 腐敗防止 .....	27
7.2 競争法 .....	27
7.3 個人情報の保護 .....	28
7.4 安全保障貿易管理法令の遵守 .....	28
<b>取引先様は以下に同意します .....</b>	<b>30</b>

# 1. はじめに

Alleima は、倫理的で持続可能な活動を第一に考えています。

私たちは、現在および将来のすべてのお客様、同僚、サプライヤー、その他の利害関係者にとって、競争力があり、公正で、尊重しあい、信頼できるパートナーでありたいと願っています。

私たちは、環境、私たちが事業を行う地域社会、そして私たちが共有する未来を大切にします。

このための指針として、Alleima ではサステナビリティに関するポリシー、行動指針、および購買取引行動指針(以下、「購買取引行動指針」)を作成しました。これには、弊社の事業とサプライチェーンにおいて、環境、人権、ガバナンスへの悪影響を特定、防止、緩和し、会計処理することが含まれています。

購買取引行動指針は、弊社のすべての取引先様およびサービス プロバイダー (以下、「取引先様」) に適用されます。取引先様には購買取引行動指針を遵守し、Alleima のサステナビリティ目標に貢献するためにご協力いただくことを期待しています。

- 気候変動に関する取り組みと循環型社会の構築
  - マーケットにおけるリーダーシップ
  - 責任ある経営
- 倫理的な企業活動

私たちは、製品やプロセスをより持続可能で効率的なものにするために、心を込めて、サービスを提供し、進化させていきたいと願っています。

私たちが共有する未来のために、お客様とともに、取引先様とともに、私たちは前進します。



# 国際的枠組み

アレイマは、国際人権規約、国際労働機関の労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言、環境と開発に関するリオ宣言、および私たちが参加する国連グローバルコンパクトの10原則に概要が示されている国際連合腐敗防止条約を支持しています。

アレイマは、これらの原則を遵守するとともに、OECD責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針、責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンスおよびビジネスと人権に関する国連指導原則にも準拠しており、取引先様も同様に準拠することを期待します。

# 管理体制

取引先の皆様には、継続的な改善に努め、購買取引行動指針に記載されている分野に関連する認められた管理体制や基準を確立し、実施し、維持することを求めます。リスクアセスメント、導入された指針、プロセス、ルーティン、明確に伝達された役割と責任、関連するトレーニングと指示、測定可能な目標の設定と評価、そして機能する管理体制が、購買取引行動指針の導入を成功させるための基盤となります。

従業員は、報復を恐れることなく、法的要件または会社の方針・規則の遵守に関する懸念を雇用主に報告する権利を持たなければなりません。

# 導入と遵守

購買取引行動指針への準拠を評価する際、アレイマは、取引先様のビジネスの性質や関連するリスクに関する、要件の範囲と適用性を考慮します。

商業契約において、取引先様固有のサステナビリティに関する追加の要求事項や目標が定義される場合があります。

取引先様がアレイマに購買取引行動指針の遵守状況を確認する権利を与えない場合、あるいは確認された非遵守事項を合理的な期間内に是正しない場合、購買取引行動指針の重大な違反とみなされます。その結果、アレイマは取引先様との契約関係を終了させる権利を留保します。

購買取引行動指針の各セクションは以下のように構成されています。

## 要件

購買取引行動指針に記載されている要件を、自らの組織やサプライチェーンで満たすことは、取引先様の責任です。

## 指針

要件を満たすための事例

## 遵守状況の確認方法

要求事項に準拠していることを示す証拠の事例ですが、その他の検証証拠も考慮される場合があります。



# モニタリング

アレイマと取引先様の間のすべてのビジネス関係は、誠実さ、信頼性、協力に基づいていなければなりません。 購買取引行動指針を受け入れていただくことで、取引先様は、自らの業務とサプライチェーンの範囲内で、これらの要件を満たすために自発的に行動されることを期待します。

これは、アレイマと透明性のある方法で協力することで達成されなければならず、また取引先様は要求に応じて要件への準拠を証明できなければなりません。 アレイマは、対話、自己評価アンケート、現場監査などにより、取引先様の購買取引行動指針の要件への準拠を確認することができます。 これには、従業員への面談実施の許可や、購買取引行動指針に関連する正確かつ完全な文書や記録にアクセスすることが含まれます。 アレイマが取引先様の下請け各社で行う監査や確認は、取引先様との合意に基づいて行われます。 準拠の検証は、アレイマの従業員またはアレイマが指名した独立した第三者によって行われます。

下請け各社が購買取引行動指針や関連する要件を遵守していることを確認し、そのサプライチェーンの遵守状況を評価・監視する責任は取引先様にあります。

取引先様は購買取引行動指針や法律に準拠していないと思われる状況に遭遇することがあるかもしれません。 そのような場合には、アレイマがその問題を軽減し、倫理的で持続可能な企業であり続けることができるよう、できるだけ早くアレイマの注意を喚起していただくことを期待します。 購買取引行動指針への違反は、アレイマ担当者またはAlleima.comに掲載されている Speak Upシステムを通じてアレイマに報告する必要があります。

アレイマは、受領したすべてのビジネス情報および個人情報を責任を持って扱い、これらの情報の機密性を保つためにしかるべき手段を講じます。

# 2. 法令の遵守

関連する法的要件を把握して  
遵守することは、購買取引行  
動指針を遵守するための基本  
です。

## 要件

国や地域の法律、および購買取引行動指針の分野に関する適用される国際規制や国際協定を常に把握し、遵守すること。

国内の規制やその施行状況が国際的な人権基準に抵触していないかどうかを確認し、普遍的に認められてい

購買取引行動指針の要件が現地の法律規制よりも厳しい場合は、購買取引行動指針の要件を適用すること。購買取引行動指針と適用される法律規制との間に実際に矛盾が生じた、あるいは矛盾が生じる可能性がある場合、取引先様はアレイマに通知すること。

## 遵守状況の確認方法

アレイマは、以下の分野での法的遵守を確保するために、どのように活動されているかを取引先様にお聞きします。

- 健康と安全
- 人権
- 労働権
- 労働条件
- 環境
- 税
- 腐敗防止活動
- 税関・輸出管理
- 個人情報保護
- 金属と鉱物の責任ある調達

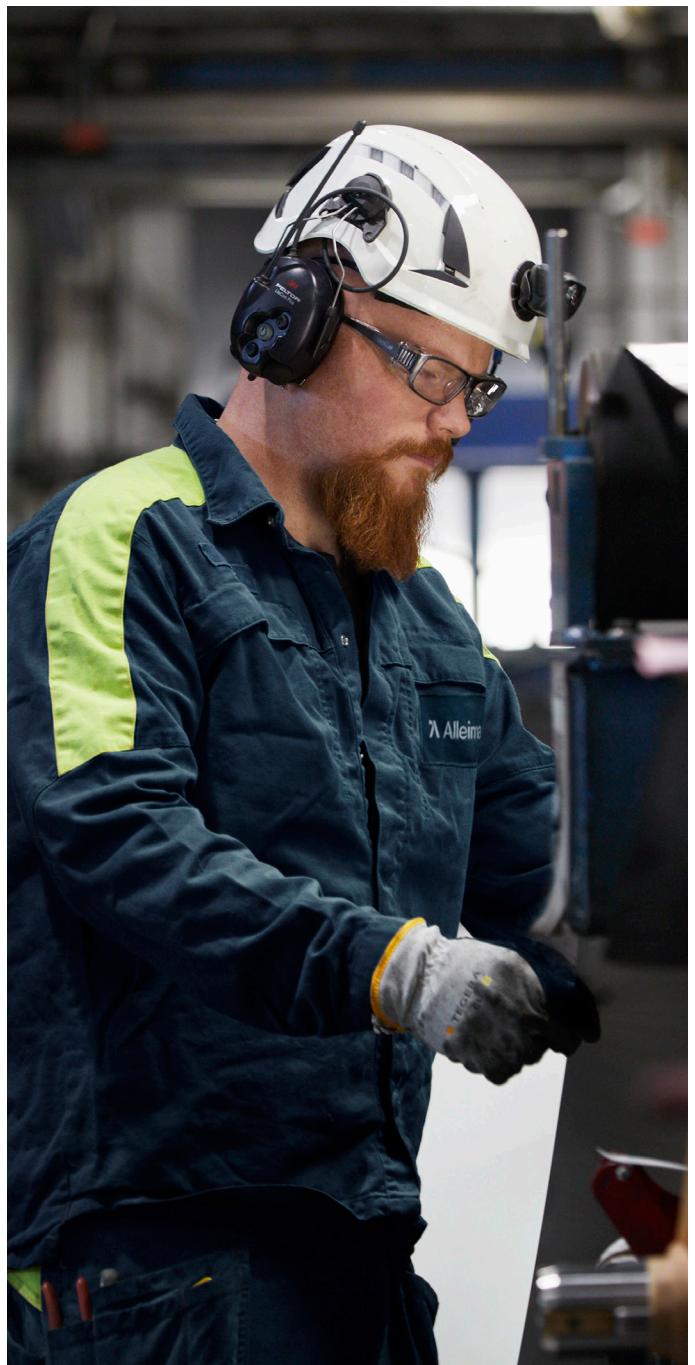
## 指針

事業に関する既存の法的要件を把握して実施し、関連する変更について常に最新の情報を得ること。

法的に必要なすべての許諾、ライセンス、登録を取得し、それらが有効であることを確認すること。

# 3. 健康と安全

「安全第一」は、アレイマの基本的な業務原則です。



## 要件

安全で健康な就労環境を提供し、事故や怪我を防ぐために実現可能なあらゆる対策を講じること。

健康・安全の指針、関連する指示やトレーニングなど、すべての従業員が理解できる形で導入すること。

従業員は、自分の健康と安全に差し迫った重大なリスクがあると合理的に判断した場合、その業務を拒否する権利を有すること。

宿泊施設や食堂を含むすべての作業施設を定期的にチェックし、日常的に火災安全と衛生基準を維持すること。

宿泊施設を用意する場合、個々の従業員は、自己が属する性別の寝室に専用のベッドをもつ権利を有すること。

## 遵守状況の確認方法

チェックポイントは以下の通りです。

- 建物が意図された目的のために使用され、営業許可証によって確認できること。
- 電気配線、照明、ガス器具が適切に設置され、保守されていること。
- 施設の規模に応じて、正常に機能する火災報知器、適切な消火設備、明確に表示されアクセス可能な避難経路と非常口が整備されていること。
- 火災に備えた避難訓練が定期的に実施されていること。
- 緊急時の計画と対応手続きが導入されていること。
- 健康・安全上の危険を軽減するための適切な管理措置が講じられていること。
- 労働災害や疾病を管理、追跡、報告するための手続きとシステムが導入されていること。
- 清潔で、正常に機能し、特定のリスクに対して適切な個人用保護具および保護服を従業員が無償で使用していること。
- 関連する応急処置用品がすぐに利用できる場所に設置されており、従業員は応急処置の訓練を受けていること。
- 従業員が薬物やアルコールの影響を受ける状態で仕事をしないようにすること。
- 作業設備が清潔で、明るく、十分に換気され、許容できる温度と騒音レベルが保たれていること。
- 安全な飲料水、食事をするための清潔な場所、衛生的なトイレ、必要に応じてシャワーなどを自由に利用できること。

## 指針

事業の安全衛生リスク評価を定期的に実施するとともに、予防措置や軽減措置の効率性を評価すること。

# 4. 人権と労働者の権利

人権と労働者の権利を尊重することは、アレイマにとって非常に重要です。これには、従業員を公正に、尊厳と敬意をもって扱い、人権や労働者の権利の乱用を引き起こしたり、それに加担したりしないことが含まれます。

## 4.1 人権デューディリジェンス

### 要件

取引先様自らが原因となっている、または助長している、あるいは事業、製品、サービスに直接関連している人権への影響を認識し、これに対処すること。

### 遵守状況の確認方法

チェックポイントは以下の通りです。

- 実施した人権デューディリジェンスの結果を確認する。

### 指針

人権に対するビジネス上の影響を特定、防止、緩和、説明するための人権デューディリジェンスを実施するなど、人権に対して積極的に取り組むこと。

## 4.2 児童労働

### 要件

アレイマは児童労働を受け入れません。自社の事業やサプライチェーンにおける児童労働の防止に努め、年少者の合法的な労働条件を確保すること。

児童労働が確認された場合は、児童の最善の利益にかなった改善策を実施すること。

従業員は15歳未満（もしくはその国の法律で認められている場合は14歳未満）であってはならず、現地法でそれより高い最低雇用年齢が定められている場合は該当する最低雇用年齢以上であること。

年少者（18歳未満）に、精神的、肉体的、社会的、道徳的に危険な仕事をさせたり、義務教育の妨げになるような仕事をさせないようにすること。年少者に夜勤をさせないようにすること。

### 遵守状況の確認方法

チェックポイントは以下の通りです。

- すべての作業が、法定労働年齢に達した従業員によって行われていること。
- 未成年の労働者を雇用していないことを証明する制度があること。
- 年少者に合法的な労働条件が与えられていること。

### 指針

年齢確認書類のコピーなど、全従業員の法定労働年齢に関する記録を保持すること。

## 4.3 現代奴隸制

強制的、拘束的、義務的な労働、隸属、詐欺的な募集、先祖が奴隸だったことを理由とする奴隸制度、人身売買を含む現代奴隸制は、アレイマでは受け入れられません。これには、非自発的に行われるすべての労働ばかりでなく、強制、精神的または肉体的な脅しや虐待、権力の乱用、詐欺などの事例も含まれます。

### 要件

取引先様およびその人材派遣会社は、以下の行為に関与したり、容認したりしないこと。

- 移動の制限
- 過剰な就職斡旋費用や現金の預け入れ
- 身分証明書やパスポートの没収
- 賃金の保留

- 債務による束縛
- 暴力行為

または、人身売買、囚人労働、児童奴隸、保税労働など、あらゆる形態の強制労働、義務労働、不法労働、その他のあらゆる種類の搾取や虐待を行うこと。

### 遵守状況の確認方法

チェックポイントは以下の通りです。

- 時間外労働が、現地の法律に基づいて必要かつ義務づけられている場合を除き、合意の上で行われていること。
- 従業員が、休暇に宿舎や職場を自由に離れる権利を持っていること。
- 従業員は、雇用の条件として、個人証明書の原本や、政府発行の身分証明書、パスポート、労働許可証などの身分証明書を引き渡す必要がないこと。
- 懲戒処分として、不当または違法な賃金の控除、賃金の差し控え、給付金の打ち切りなど、違法な懲戒行為や金銭的な罰則を用いていないこと。
- 従業員が合理的な通知を行った上で離職することを妨げる預金、手数料、罰金、ローン、返済契約がないこと。
- 返済契約が、予見可能で、合理的で、期間限定のものであること。
- 移民労働者が、現地の従業員と公平かつ平等に扱われていること。

### 指針

業界における現代奴隸制のリスクを認識し、現代奴隸制への関与に対して断固として拒否する姿勢でポリシーと予防措置を実施すること。

取引先様、請負業者、下請業者に過度の圧力をかけ、現代奴隸制につながる可能性のあるビジネス慣行や決定を避けること。

## 4.4 差別、ハラスメント、過酷で非人道的な扱い

職場での差別は、アレイマでは受け入れられません。包括的で多様性のあるチームは、会社のパフォーマンスと成果の向上に貢献します。

### 要件

各従業員の個人的な尊厳、プライバシー、権利を尊重し、言葉でまたは言葉以外で表現される肉体的または精神的な嫌がらせや虐待を容認しないこと。

性的、強要的、脅迫的、虐待的、搾取的な行動、言葉、身体的接触を禁じること。

積極的または受動的な支援の有無にかかわらず、年齢、国籍・民族、宗教、政治的信条、性的指向、性自認・表現、身体的能力、その他法律やILO条約で保護されている特性を理由に、雇用や雇用のライフサイクルにおいて不当な差別を行わないこと。

公衆の面前で警告したり懲罰する制度を禁じること。

### 指針

差別のない職場環境の醸成

多様性のあるチームと、人々が安心して貢献したり挑戦したりできる職場の発展に努めること。

### 遵守状況の確認方法

チェックポイントは以下の通りです。

- 採用、報酬、雇用、差別のないこと、機会均等に関する慣行が実施され、周知されていること。
- 差別的またはハラスメント的な行動を報復や仕返しなしに、報告、調査、制裁するためのメカニズムがあること。

## 4.5 労働時間と報酬

合理的な労働時間と公正な報酬は、適切な労働条件を提供するための中心的な要素です。十分な休息と仕事から離れた時間は、労働災害を防ぎ、効率を高めます。

### 要件

労働時間、残業、休憩、休暇は、関連する法的要件または適用される労働協約に従うこと。  
過剰な残業を常態化させないこと。  
少なくとも、従業員には、関連する法的要件、または適用される労働協約に従って、報酬と福利厚生が支給されること。  
従業員は、その権利と義務を含む雇用条件を、母国語で知らされること。  
健康的なワーク・ライフ・バランスを提供する家族に優しい労働条件を提供することが推奨されます。これには、必要に応じて看護責任やレクリエーションの可能性も含まれます。

### 遵守状況の確認方法

チェックポイントは以下の通りです。

- 実際の労働時間は、別段の合意がない限り、通常の労働時間と残業時間に分けて記録されること。
- 従業員は、少なくとも週1日の休日と、シフト間の十分な休憩をとる権利を有すること。
- 賃金は、定期的に、直接従業員に、合意された時間に、該当する期間に働いた時間に対して全額が支払われること。
- 署名入りの労働契約書と給与明細書の確認。
- 従業員は、有給の法定休日や、有給の病気休暇や育児休暇などの法的に定められた休暇を、何の不利益もなく取得すること。

### 指針

法定労働時間を守り、正確に確認すること。すべての賃金の正確な記録を維持すること。

すべての従業員に、残業代、勤務時間、福利厚生、法定控除、ボーナスなど、給与のすべての部分をわかりやすく記載した給与明細書を提供すること。

従業員に雇用条件を伝え、署名された労働契約書のコピーなど、その記録を残すこと。

## 4.6 結社および団体交渉の自由

アレイマは、結社の自由と、合法的かつ平和的に結社し、組織し、団体交渉する権利を支持します。取引先の皆様には、従業員のモチベーションを高め、職場での活動を活性化するために、従業員との対話を奨励します。

### 要件

従業員が雇用されている国の法律に従って、自由に組合を結成し、団体交渉を行う権利を認め、尊重すること。

従業員と経営陣の間のオープンな交渉と直接的な関わり合いの重要性を認めること。  
従業員が、嫌がらせ、脅迫、罰則、干渉、報復などの恐れなしに、独立した労働組合の代表者を選出し、労働条件に関して経営陣と率直に交渉することを認めること。

逆に、労働組合に加入しないを選択した従業員に対しても、その選択を尊重すること。

### 遵守状況の確認方法

チェックポイントは以下の通りです。

- 従業員は組織化して団体交渉を行う権利を有していること。
- 従業員は、独立した職場の代表者を選出し、経営陣と話し合う権利を有していること。
- 労働者の代表が経営陣に認められていること。
- 労働協約の見直し(該当する場合)。
- 労働者と経営者の間の対話を行うメカニズムが機能していることの証拠。

### 指針

可能な限り不必要的対立を避け、従業員と経営陣が相互に建設的な関わりを持てるような職場環境を醸成すること。

労働条件に関して従業員との対話をを行い、実施された会議やコミュニケーションの記録を残すこと。

## 4.7 土地・資源の取得と利用

土地の所有権と賃借権の適正な取得は、貧困、所得、ジェンダーの不平等を解消し、食料安全保障、平和、安全保障に貢献する中心的な役割を果たします。

### 要件

取引先様は、事業活動を行っている土地の合法的かつ正当な所有者または使用者であること。

土地や資源の買収、収用による立ち退き、土地利用の制限による、社会的、環境的、経済的な悪影響を回避すること。

土地の収用により立ち退きを求める場合、関係者の生計と生活水準を維持することを目的として、適切な補償を含む(がこれに限定されない)補償計画についてオープンに交渉することを保証すること。

### 遵守状況の確認方法

チェックポイントは以下の通りです。

- 土地の所有権や賃借権の確認。
- 影響評価、緊急時対応策の見直し(該当する場合)。
- 影響を受ける関係者との協議で採択された補償計画の見直し(該当する場合)。

### 指針

事業を行う土地の所有権または賃借権の証拠を保持すること。

事業を行っている不動産の賃借権または所有権の移転によって、以前の利用者またはその他の利害関係者に生じる、潜在的な影響、および企業の継続的な事業から生じる影響を評価すること。最も被害を受けやすいカテゴリーである農村地域、先住民、女性、児童に特に注意を払うこと。

事業のために人々が立ち退いたり、土地を手放したりしなければならない場合は、移転する人々の最善の利益のために最も適切な改善策を見つけるため、オープンで透明な対話をを行うこと。



# 5. 鉱物・金属の 責任ある調達

アレイマは、すべての鉱物の倫理的な調達を支援しています。アレイマにとって、紛争や深刻な人権侵害に直接または間接的に関与するサプライチェーンを受け入れることはできません。企業の裁量により紛争地域における調達から撤退することが地域住民に悪影響を引き起こす可能性があるため、アレイマはそうした地域からの鉱物の倫理的な調達を奨励しています。

## 要件

スズ、タンタル、タングステン、金(3TG)、コバルトを含む原材料や部品の取引先様で、アレイマ製品の直接のサプライチェーンの一部となるものは

- 責任ある調達と紛争鉱物に関するすべての適用法を遵守すること。
- 関連する報告を含め、サプライチェーンにおける地位に基づいて、「OECD Due

Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-Affected and High-Risk Areas

(紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・デリジェンス・ガイダンス)」に従うこと。

- 3TGとコバルトのサプライチェーンにおけるすべての供給品が、製錬所または精錬所レベルで追跡可能であることを保証すること。

弊社のサプライチェーンにおける3TG製錬所は、責任ある鉱物イニシアチブ(RMI)の責任ある鉱物保証プロセス(RMAP)のような認められた第三者監査プログラムに準拠していると評価されていること。

コバルトの製錬所は、準拠していると評価されることを目指さねばならぬ、最低でも第三者機関の監査プログラムに参加し、積極的に関与すること。

取引先様は、商業上の機密性を尊重しつつ、要請に応じて、責任ある鉱物イニシアチブ(RMI)の紛争鉱物報告テンプレート(CMRT)、コバルト報告テンプレート(CRT)に記入して提出することにより、3TG およびコバルトのサプライチェーンについて報告すること。

## 指針

原料生産と、武力紛争や深刻な権利侵害の間に関係性が存在しうることを認識すること。

自社のサプライチェーンにおける立場に応じて、責任ある供給源からのみ原料を調達すること。または、供給源を把握するためにしかるべき対策を講じ、必要に応じて責任ある調達を行うようにサプライチェーンに働きかけること。

## 遵守状況の確認方法

- 取引先様には、OECDのデュー・デリジェンス・ガイダンスに従ってデューデリジェンスを実施しご協力いただくことを期待しています。
- 合理的な原産国調査(RCOI)の確認。
- 鉱物や金属の責任ある調達に関する報告書を見直すこと。
- 欧州委員会の責任ある製錬所リスト、RMAP(責任ある鉱物保証プロセス)適合製錬所リスト、または該当する場合はその他の同等の業界標準によって承認されているサプライチェーン内の精錬所。

# 6. 環境

環境を保護し、気候変動を緩和し、循環型社会を構築することは、アレイマにとって非常に重要なことです。事業による環境への影響を最小限に抑え、環境に関するパフォーマンスを継続的に改善する必要があります。これには、生物多様性や生態系の保護、資源の持続可能な利用、責任ある土地の所有・取得・使用などが含まれます。



## 要件

事業活動、製品およびサービスによる環境への悪影響を低減または最小化するために、リスクベースのアプローチを確立し、実施し、維持すること。

ある行為が環境や公衆衛生に害を及ぼす可能性があると信じるに足る理由がある場合には、直ちに予防措置を講じるとともに、製品、プロセス、設計、材料の選択において環境に優しい技術の開発と支援に努めること。

取引先様は、その事業が環境にダメージを与えた場合に発生する、社会的、環境的、経済的コストを支払うこと。

特に以下の分野において、事業による環境への影響を最小限に抑えるために、作業を管理、測定、文書化、計画すること。

- 温室効果ガス (GHG) 排出量
- 循環性
- 化学物質および有害物質
- 廃棄物
- その他の大気、水、土壤への排出
- エネルギー消費
- 水の消費
- 生物多様性および生態系

アレイマは、パリ協定に沿って、SBT (Science Based Targets 科学と整合した目標設定) に支えられたGHG排出量削減目標を設定することを奨励しています。アレイマのGHG 総排出量に重要な影響を与える可能性のある場合は、該当する情報をアレイマに提出すること。

## 遵守状況の確認方法

チェックポイントは以下の通りです。

- 事業が環境に与える負の影響を最小限に抑えるための進捗状況の測定や取り組みの証拠。
- 取引先様の製品に含まれる有害化学物質および高懸念物質の存在に関する情報を確認すること。

## 指針

ビジネス・バリュー・チェーンの環境リスク評価を定期的に実施し、予防措置と緩和措置の効率を評価すること。

直線的なシステムから循環的なシステムへの移行に参加し、有限な資源の節約に努めること。

使用済み製品の取扱いと処理について、材料の全内容と情報を明らかにすることにより、製品の廃棄時の取扱いと処理を確実にすること。

再利用・再資源化が可能な素材や資源を選択すること。

埋立地への廃棄、特に有害廃棄物の廃棄を最小限に抑えること。

原材料から使用後までのライフサイクルの観点から、製品開発に環境面を含めること。

有害な化学物質のより安全な代替品への置き換えに積極的に取り組むこと。

エネルギーと資源の効率化に積極的に取り組むこと。低排出エネルギー源の割合を増やすこと。

グローバルな取り組みを支援することで、環境に対する責任を示し、提唱すること。

地球環境問題、特に気候と資源効率・循環性に関する目標とパフォーマンスを公開すること。

# 7. 企業倫理

アレイマは、不正競争防止法や独占禁止法などの競争法の尊重、個人のプライバシー権の保護、すべての関税・輸出管理規則の遵守など、高い倫理観を持ってビジネスを行うことに取り組んでいます。取引先の皆様にも同様の姿勢を期待しています。

## 7.1 腐敗防止

### 要件

取引先様は、現地の法律および国際的な腐敗防止条約を遵守し、いかなる形態の腐敗行為にも関与せず、またアレイマに関与させないこと。  
アレイマの従業員や下請業者、公務員などの第三者に不適切な影響を与えるような価値のあるものを提供しないこと。  
アレイマとの取引中、潜在的な利益相反をすべて回避し、回避できない潜在的な利益相反をアレイマに通知すること。  
透明性、品質、スピードを重視したアレイマのサプライヤー・デュー・デリジェンス・プロセスに参加すること。

### 遵守状況の確認方法

チェックポイントは以下の通りです。

- ポリシーおよび関連するコミュニケーション記録、研修記録、贈答・接待記録、利益相反申告書を確認すること。

### 指針

腐敗防止ポリシーの実施や、スタッフへの関連トレーニングの提供など、腐敗を防止するためのプロセスを確立すること。

## 7.2 競争法

### 要件

契約形態にかかわらず、常に公正な競争原理に則って契約交渉を行い、最高レベルの注意を払うこと。  
競争を防止または制限することを意図した、あるいは競争を防止または制限する結果となる公式または非公式  
に関する適用法に違反する契約または協定を締結しないこと。

### 遵守状況の確認方法

チェックポイントは以下の通りです。

- 公正な競争政策および原則が実施されていること、および関係するスタッフの研修が実施されていることを示す文書。

### 指針

不正競争防止法や独占禁止法などの競争法に関する方針を関係する従業員に周知すること。  
競争法に関する研修を受けた従業員の記録を保持すること。

## 7.3 個人情報の保護

### 要件

個人情報の保護に適用されるすべての原則に従い、合法的かつ正当な事業目的を果たすために必要な場合にのみ、個人情報を使用すること。

### 遵守状況の確認方法

チェックポイントは以下の通りです。

- 組織がこれらのデータプライバシー原則を採用していることを示す関連文書の見直し。

### 指針

データプライバシーの原則：

- 個人情報をいつ、どのような理由で使用するかについて、可能な限り個人に通知すること。
- 合法的かつ合理的な目的を達成するために絶対的に必要な種類の個人情報のみを使用すること。
- そのような目的を果たすために必要な期間、および法的に必要な期間のみ、個人情報を保存すること。
- 適切な技術的および組織的なセキュリティ対策を講じることにより、管理下にある個人情報を保護し、法的に要求される場合には、個人情報侵害を関連当局に通知すること。

## 7.4 安全保障貿易管理法令の遵守

### 要件

製品に関連する正確な貿易データおよび文書を維持し、共有すること。

現地の法律および国際的な制裁規制を遵守し、いかなる形の制裁違反にも関与せず、またアレイマに関与させないこと。

### 遵守状況の確認方法

チェックポイントは以下の通りです。

- 安全保障貿易管理法令の手続きを確認すること。
- 合法的な取引を行うために、情報や書類の提出を求める。
- 提供された取引データおよびその他の情報の有効性を確認するために、必要な証拠を求める。

### 指針

- 安全保障貿易管理法令の手続きを実施し、従事者に関連するトレーニングを提供すること。
- 以下のような、製品に関する適切で有效的な情報や文書を維持し、提出すること。HS関税コード、輸出規制品目分類のステータス、原産国、自由貿易を目的とした非優遇および優遇を判断しうる原産国を裏付ける文書、および製品に含まれる米国原産品目。必要な記録と証拠を残すこと。

## World class capabilities

Strong global production footprint and R&D.

- Global presence and close to customer
- Creating flexibility and back-up
- Enabling specialization

### Main site in Sandviken, Sweden

- Melt shop and hot rolling
- Hot extrusion (three extrusion presses)
- Tube mills
- Rock drill steels
- Precision Strip and Surface Technology
- R&D

### Global R&D capabilities

- 280 employees in R&D
- 40 PhDs, 6 senior experts
- 3 Research Centers in Sweden and India
- Close cooperation with leading technical universities



# 行動指針に関する確約書

年 月 日  
アレイマジャパン株式会社 御中

(住所)  
(会社名)  
(代表者名) 印

当社は、貴社に対し下記の事項を確認し、これを確約します。

1. 当社は、アレイマグループポリシーである「アレイマ・購買取引行動指針 (Code of Conduct)」を受領しました。
2. 当社は、「アレイマ・購買取引行動指針 (Code of Conduct)」を精読し、その内容を理解しました。
3. 当社は、貴社との取引を遂行するにあたり、「アレイマ・購買取引行動指針 (Code of Conduct)」を理解のうえ遵守します。  
また、当社の下請業者にも当該内容を十分に理解させ、遵守させます。

以上





Forged from the past.  
Engineered for the future.

Advancing together.  
[alleima.com](http://alleima.com)